

# 平成28年度 第4回 江別市自治基本条例検討委員会

## 会議録（要点筆記）

日 時：平成28年10月31日(月) 13時30分～16時55分

場 所：野幌公民館3・4号

出席者：石黒匡人委員長、深瀬禎一副委員長、伊藤雅康委員、田口智子委員、  
工藤多希子委員、後藤一樹委員、小山千賀子委員（計7名）

欠席者：山元規子委員（1名）

事務局：高橋生活環境部長、湯藤生活環境部次長、野口財政課長、中島政策推進課参事、  
堂前市民生活課参事、橋本主査、高橋主事

傍聴者数：2名

### 資料

- ・資料：検討委員会での意見集約結果（第3回まで）
- ・資料：江別市自治基本条例アンケート報告書
- ・資料：江別市自治基本条例アンケート報告書（第4回検討分抜粋）
- ・資料：取り組み状況資料第3回追加資料
- ・資料：取り組み状況資料

### 会議概要

#### 1 開会

#### 2 議事

##### (1) 前回までの検討結果の概要

###### ○事務局

前回までの検討委員会での意見集約結果（第3回まで）に基づき説明後、前回検討委員会で要求のあった資料（第12条関係）について、追加資料に沿って説明。

###### ○石黒委員長

追加資料の人数の欄の横線と0の違いについて、横線は公募枠がないもので、0となっているのは、公募をしたが申し込みがなかったものか。

###### ○事務局

そのとおりである。

###### ○石黒委員長

意見集約結果及び追加資料について、何か意見はあるか。

###### ○各委員

なし。

###### ○石黒委員長

では、意見集約結果及び追加資料については、これで終了する。

## (2) 自治基本条例アンケート結果について

### ○事務局

自治基本条例アンケート結果について、江別市自治基本条例アンケート報告書に基づき説明。

### ○石黒委員長

アンケート結果について、年代別の回答率はないのか。

### ○事務局

資料には掲載していないが、10代は142名に発送したうち13名から回答があり、回答率は9.15%、20代は559名に発送したうち80名から回答があり、回答率は14.31%、30代は593名に発送したうち141名から回答があり、回答率は23.77%、40代は830名に発送したうち235名から回答があり、回答率は28.31%、50代は831名に発送したうち293名から回答があり、回答率は35.25%、60代は982名に発送したうち414名からの回答があり、回答率は42.15%、70代以上は1,063名に発送したうち440名からの回答があり、回答率は41.39%である。

### ○石黒委員長

年代毎の発送数は、人口比率によるものなのか。

### ○事務局

人口比率で按分して抽出しており、江別市は70代以上の比率が高いため、発送数も多くなっている。

### ○石黒委員長

年代別に無作為抽出して行ったのか。

### ○事務局

年代別のほか、性別、江別・野幌・大麻の地区別で、偏らないように按分した上で無作為抽出している。

### ○小山委員

10代で回答した方は、自治基本条例や市に対して比較的興味のある方だと思う。自由記入一覧を見ると、自治基本条例についてわかりにくいという意見があり、さらに、自治基本条例があるのを知らなかった、アンケートで条例を知ったという意見もあった。自治基本条例は分かりにくく、PRが不足しているのかもしれないと感じた。

### ○石黒委員長

結果を見て、浸透率が低いというのが分かる。中には、中学生が見ても分かるような条例にしないといけないという意見もある。この自治基本条例は分かりやすくするために努力しているが、条例となると分かりやすくするにも限界がある。

### ○小山委員

分かりやすくするのは、難しい。

### ○田口委員

資料の2、3ページの問9、問12(1)(2)の設問の無回答にどういう意味があるのか。問14、問15の消極的な回答数と問14の消極的な回答数がほぼ合致するのではないかと思われ、問9や問12の無回答と同様に、市民の意識の表れなのかなと思った。も

う1点、事務局に聞きたいのは、10ページ問17についてであり、江別市にはNPOや市民団体が100以上あると聞いているが、特定の市民団体として「江別市民活動センター・あい」を挙げているのはどういう意味であるか。

○事務局

問17では、前回のアンケートの選択肢に合わせ、市民が普段活動する施設として、社会福祉協議会の他に住区会館、公民館、江別市民活動センターの4施設を挙げた。(3)については、社会福祉協議会ではなく、社会福祉センターと記載すべきだったかもしれない。

○深瀬副委員長

9ページ問11について、アンケート調査が1位となっていることを、市はどのような風に捉えているか聞きたい。他の選択肢と比べて送られてきたものに答えるアンケートが一番わかりやすいということなのか。

○事務局

詳細までは分析しきれていないが、確かにアンケートが一番多かった。市民参加のツールとして、どちらかといえば、能動的な他の選択肢に比べると、アンケート調査は消極的な手法と言えるかもしれない。市民自らが足を運び審議会等に参加するのは気が引けるが、送られてきたアンケート調査に回答するくらいならと考える人が多かったのかもしれないと考えている。

○石黒委員長

次回議論する市民参加条例の中で、市民参加の手法の1つとしてアンケートが挙げられているため、選択肢に入れたのだと思う。「アンケート」と答えた方の中には、自分がやるとしたら、これくらいならできるという考えの人がいるのかもしれない。また、市民参加の手法を知らない人にとっては、アンケートが一番参加しやすいという意味なのかもしれない。

○田口委員

7ページ問4の回答で非該当が多いが、これはどういうことなのか。

○事務局

問3で「内容までよく知っている」、「ある程度知っている」、「名前は聞いたことがある」と答えた人が問4に進むようになっている。まったく知らないと答えた人や無回答の人は、この問4の設問には回答していない。

○石黒委員長

選択肢に「分からない」がない中での無回答は分かるが、「分からない」という選択肢があるのに無回答なのはなぜだろうか。

○事務局

真意は図りかねるが、もしかしたら設問自体答えたくない方もいたのかもしれない。

○石黒委員長

他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、アンケートについては、これで終了する。

### (3) 各章・各条項の現状評価と課題について

#### ①第5章「行政運営」

##### ○事務局

第5章「行政運営」のうち第13条「総合計画」について、第1回江別市自治基本条例検討委員会の資料1（以下「資料1」）及び取り組み状況資料に沿って説明。

##### ○石黒委員長

第6次総合計画は、自治基本条例が施行されてから初めて策定された総合計画であるとのことだが、それ以前の総合計画と策定の仕方に違いはあるのか。

##### ○事務局

平成16年からの第5次総合計画は、100名の市民会議を開き、市民会議の意見を集約して策定した。今回の第6次総合計画は、自治基本条例制定後初めての計画であるため、当初からキーワードとして協働と戦略性を挙げ、協働の部分については市民アンケート、市民会議、有識者会議である行政審議会、パブリックコメント等の市民参加手続きを重点的に行い、これまでの総合計画よりも充実した手続きを経て策定した。

##### ○田口委員

取り組み状況資料の最後にある市民会議等について、どういう方が何人くらい参加したのか教えてほしい。

##### ○事務局

えべつ未来市民会議は38名が公募市民委員、6名が大学の教授等の有識者であり、計44名で構成していた。各界各層との意見交換会は計14回、女性団体、NPO団体、高齢者クラブ、自治会連絡協議会等それぞれの団体と個別に意見交換を行った。人数についての資料は持ち合わせていないが、それぞれ団体の役員レベルの方と意見交換した。若い世代との意見交換は、市内の中学・高校・大学の学生それぞれ10名程度と行った。行政審議会は18名の委員で構成しており、有識者として大学教授、また商工会議所、自治会連絡協議会、女性団体協議会等の団体の代表者、市民会議に参加した公募委員3名であった。

##### ○石黒委員長

他に何かあるか。

##### ○伊藤委員

第1項の「総合計画を策定するものとする」に対応して、総合計画を策定しているが、第4項の「見直しを行うものとする」に対応する見直しのプロセスはまだ決まっていないのか。

##### ○事務局

第6次総合計画は平成26年に策定し、平成30年が最初の見直しとなる。これから総合計画の中間見直しの作業に取り掛かるところであり、現在どのような手法で行うか検討している。総合計画に施策と未来戦略があり、社会情勢の変化に照らし合わせて、見直しが必要な部分について庁内議論や市民参加を行い、平成30年に見直し作業をしようとしている。

##### ○伊藤委員

第1項の取り組み状況として、計画を策定したことを文書で残したほうが良いと思う。

○石黒委員

見直しをした後、計画終了時には新しい総合計画を作ることになるのか。

○事務局

現在の総合計画は平成26年から35年までの10年計画で、中間年である平成30年度に社会情勢に照らして必要に応じて見直し、平成35年の計画終了時には条例に従って第7次総合計画を策定する。

○石黒委員長

取り組み状況資料2ページのまちづくり市民アンケート調査の回答率が36.5%となっているが、今回の自治基本条例のアンケートの全体の回答率はどれくらいか。

○事務局

5,000名のうち回答者は1,618名だったので、32.36%である。

○石黒委員長

条文自体に問題はないということによろしいか。

○各委員

よろしい。

○石黒委員長

では、第13条「総合計画」については、これで終了する。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第14条「財政運営」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○伊藤委員

第1項に「予算の編成にあたっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させる」とあるが、反映させて行われてきたということは何らかの形で示すことはできないのか。

○事務局

取り組み状況資料②「絵で見る江別市予算案」が、総合計画に位置付けている9つの施策について新規の事業や拡大の事業を分かりやすく記載したものである。後段の行政評価に関連するが、事務事業評価や外部評価の意見等を踏まえて各課で予算要求をし、予算に反映するという流れになっている。配布した資料に行政評価を反映していることをわかりやすく記載したものはないが、サイクルとしては予算付け、執行、執行した結果の点検、見直し、次年度の予算に反映という流れである。

○伊藤委員

取り組み状況資料②が総合計画と関連しているということなのか。

○事務局

取り組み状況資料②は総合計画の9つの政策ごとに各事業を表している。また、取り組み状況資料にはないが、「総合計画」の前段で説明した4つのえべつ未来戦略については、この「絵で見る江別市予算案」の別冊を作って、重点的に行っている事業であると強調し、例えば「協働」のどの部分に重点的に予算を配分するか等を記載している。あくまで総合計画の考え方にに基づき、予算付け、事業執行、点検等の手続きを取っていくというイメー

ジで考えていただきたい。

○伊藤委員

第1項の取り組み内容として資料を作成した方がいいと思う。

○石黒委員長

パブリックコメントで公表しているということは第1項であり、公表している内容は第2項だと思う。他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第14条「財政運営」はこれで終了する。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第15条「行政評価」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○後藤委員

取り組み状況資料①「指標・事業費の推移」の対象に市民があるが、市民に対してどのような状態にしたいのか。また、対象者に対しての評価というのは、どのようなものなのか。

○事務局

行政評価の中身の話になってしまうが、行政評価の結果を市民に公表するという意味合いから市民を対象としている。

○後藤委員

市民に知らせるということなのか。

○事務局

そのとおりである。

○石黒委員長

「指標・事業費の推移」の市民数は知らせた市民の数なのか。

○事務局

国勢調査の基準日である前年度10月1日に住民登録のある市民の数を全庁的に統一して指標としている。

○石黒委員長

市の職員数もその時の人数なのか。

○事務局

その年の4月1日の職員数を全庁的に統一指標としている。

○石黒委員長

「活動」は、例えば外部評価委員会で市民に知らせるということか。

○事務局

評価表は、対象指数、活動指数、成果指標とあり、どういった対象に対し、どういった活動をし、対象に対してどういう成果を上げたいのかを記載する内容になっている。例え

ば活動指標1は、市職員に対して行政評価説明会を開催、または外部評価委員会を開催するという手段で、総合計画に係るまちづくり政策にかかる成果指標の目標達成割合が上がるような意識付けや取り組みをしたい、または、計画的に成果が上がっている事務事業の割合を上げたいという考えで設定している。

○石黒委員長

他に何か意見はあるか。

○伊藤委員

取り組み状況資料②の外部評価委員会は、第15条第2項の「専門家等による外部評価の仕組み」の取り組み内容に該当しないのか。

○事務局

ご指摘のとおり、第2項の取り組みに区分けするほうが妥当であった。

○石黒委員長

行政評価委員には、市民委員は入っているのか。入っているのであれば、何人くらいいるのか。

○事務局

行政評価委員は、3名が有識者、3名が自治会連絡協議会の代表等の市民団体の方、2名が市民公募委員である。

○伊藤委員

P D C Aサイクルについて、第15条の解説はP D Sになっているので変えた方がいい。

○事務局

次回改定時に修正したい。

○石黒委員長

今後、情報公開関係の条文もあるが、それも事業として評価を受けているのか。

○事務局

情報公開関係の評価表もある。事務事業評価表については、江別市全体では400以上の事務事業評価表がある。ただし、江別市は800程度事業があるが、例えば、市長が参加する市長会や国からの法定受託事務で市に裁量がない事業等は評価表を作る労力とそれに見合った成果等を勘案し、評価表を作成していない。

○石黒委員長

自治基本条例の見直しについての評価表はあるのか。

○事務局

この検討委員会についても評価し、来年の決算時には審議いただく予定である。

○石黒委員長

行政評価や外部評価は毎年行っているのか。

○事務局

どちらも毎年行っている。

○石黒委員長

外部の目に入るということである。他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第15条「行政評価」については、これで終了とする。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第16条「政策法務」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

条文に「自主的な制作活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行う」とあり、条例の制定や改廃を多く行っていると思うが、法律で決まっていないことで、江別市として行っていることはあるのか。

○事務局

江別市に限らず、他市町村もそれぞれの自治体に固有の政策課題や特性に応じた条例や規則等がある。市の条例には、国に準じて定めたものや市が独自に政策課題に対応するために定めたものなど、様々である。そのため、実態の区分けは難しい。

○石黒委員長

空き家の関係についての法律ができる前は、地方自治体が独自に条例を策定していた例もあった。

○事務局

今検討をお願いしている自治基本条例は、まさに法に基づいて義務的に定めたものではなく、各自自治体がそれぞれのまちの特性や歴史、向かうべき方向などについて、市民の意見をいただきながら独自に定めたものである。

○石黒委員長

市民参加条例もそうといえるのではないか。

○事務局

そのとおりである。

○伊藤委員

取り組み状況資料①に政策法務基礎研修の対象として「採用4～7年目」とあるが、実際に条例案を作成する職員の年齢は30代後半から40代前半くらいかと考えていた。この研修を受講した後には実際に業務に携わることになるのか。

○事務局

条例、規則等の制定に携わる職員の年齢は客観的な数値があるわけではないが、総じて係長相当職が多いと思う。そして、課長、次長、部長等が点検し、助言指導を行いながら制定することが多い。実際、4年から7年目で係長職というのは少ない。この研修は、まずは職員に行政の抱えている課題の見方、判断の仕方などの基礎的な知識を養成してもらうという意図がある。このような内部研修や外部研修を受講してきた係長相当職が条例制定の実務にあたっている。

○石黒委員長

追加資料1ページの政策形成力養成分野の「政策法務（基礎）研修」が、今話していたものである。その上にある他の研修はどのようなのか。

○事務局

政策法務を直接のテーマとしている研修は、政策法務（基礎）研修だけである。しかし、



直接のテーマではないが、政策形成の基礎、実践や課題発見・問題解決力強化研修等も、条例立案の知識の養成に役立っている。

○石黒委員長

1つだけではなく、別の要素もあるのであれば、取り組み内容として挙げるといいと思う。他に何か意見はないか。

○田口委員

研修の受講率は何パーセントくらいか。

○事務局

必修のため公募はしていない。対象者は原則、すべて受講している。

○小山委員

第5条の取り組み状況資料の職員数は平成28年度当初1,158名であり、平成27年度の研修参加人数15名で考えると、1.5%位の受講率だと思う。

○事務局

研修によっては職種を絞り、専門職等を除いているものもある。

○石黒委員長

必修でも全職員に対しての必修ではないということである。

○事務局

政策法務の研修に関しては、追加資料4ページにある委託研修という形で、職員を外部機関に派遣している場合もある。市町村職員研修センターや札幌市自治研修センター等が実施する研修の中には、専門科目を学ぶものもある。

○石黒委員長

他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第16条「政策法務」については、これで終了する。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第17条「危機管理・防災」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○工藤委員

取り組み状況資料②「避難行動要支援者避難支援制度」の「2. 現況」について、参加自治会が162自治会中45自治会であり、市として、自治会にやってもらうよう依頼するのではなく、自治会がやらなければならないといった特命を出さないと広がっていかないと思う。また、地域に高齢者が多いので、災害が起きた時に市民だけでは手が届かない状況だと感じる。災害があってからでは遅いので、もう少し、市から自治会に対して強く働きかけることができないのかと感じる。

○深瀬副委員長

避難行動要支援者避難支援制度に参加していない自治会が多い。災害時にどこに逃げた

らいいかが問題になると思うが、例えば公園に逃げるよう言われても夜だとどこに連れて行ったらいいか分からない。住区会館のようなところを開放して、この自治会はここに逃げるよう言ってくれるといいと思う。また、公園が第一次避難場所になっているが、冬は動けない人を連れて行くのは困難なため、考えてもらいたい。

○工藤委員

自治会から市に申し出たところだけこの制度を行っている。自治会自体に意識がないので、その意識を変えていくだけではなく、行政がもっとリーダーシップを取って進めてほしい。地域では、人任せで意識があまり高くないので、自治会の意識を高めるような決まりごとを市が作れないのかと思う。

○事務局

民生委員に協力いただきながら要支援者の把握を進めているが、自治会との関係に課題があるのは、担当課も承知している。この制度は、地域で民生委員が対象者を調査し、自治会にも要支援者がいることを分かってもらいたいという考え方から始まっている。実際の取り組みに関しては、各自治会で積極的なところ、消極的なところと様々である。それでも、去年に比べて参加自治会が2つ増えた。積極的にやっていただけるといいが、現状はそうではないため、担当部局でも努力して行っているところである。

○石黒委員長

条文に問題がある訳ではない。市としての取り組みが弱いということである。取り組み状況資料⑦「北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練」は、以前検討した第27条「連携及び協力」に入っているのか。入っていなかったら、入れたほうがいい。他に意見はないか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第17条「危機管理・防災」についてはこれで終了する。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第18条「行政手続」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第18条「行政手続」については、これで終了する。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第19条「外部監査」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第19条「外部監査」については、これで終了する。

○事務局

第5章「行政運営」のうち第20条「公益通報」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

過去に通報があった例はあるのか。

○事務局

今のところ通報例はないと聞いている。

○伊藤委員

取り組み状況資料①「江別市職員等からの公益通報に関する要綱」第11条に「公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないよう必要な措置を講じなければならない。」とあるが、この措置は一般的な制度の仕組みとしてこういうものを整えておくことが必要だということなのか、個別具体的な対応を進めるべきであるということなのか。どちらの意味なのか。

○石黒委員長

自治基本条例制定時に公益通報に関する条例を作った方がいいという意見もあったが、最終的には条例までは必要ないが何らかの措置をとるように規定した方がいいということとまとまった。その際、職員を保護するための規程を入れるのはどうなのかという意見もあったが、職員を守るためにではなく、職員が守られることによって必要な通報が行われるようにするための仕組みを作るべきだということだった。

○事務局

この要綱は、平成21年に施行された自治基本条例の前に定められたものである。要綱第5条で、総務課を窓口、総務部長を責任者として定め、通報の取り扱いの処理を適正に行う流れを作っている。

○石黒委員長

他に意見はないか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第20条「公益通報」については、これで終了する。

## ②第6章「情報共有の推進」

○事務局

第6章「情報共有の推進」のうち第21条「情報共有」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

アンケート結果に「まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する必要がある」

という意見が多かったとのことである。周知する手段に広報やホームページ等があるが、この検討委員会を開催するにあたっての情報は公表しているのか。

○事務局

1週間前までにはホームページに掲載し、周知している。

○深瀬副委員長

ホームページとよく言われるが、検索しにくい。高齢者の中には見ていない人もいるし、見られる環境にない人もいる。また、ホームページの情報量が膨大すぎる。

○石黒委員長

ホームページが使いにくい点は工夫・改善していく必要があるかもしれない。ホームページを見ることができない人がいるから、広報等の紙に載せるのはいいと思うが、紙面の都合もあり、毎回一覧で載せることはできないので、そういう意味ではホームページはいいのかもしれない。

○伊藤委員

第2項に「必要に応じてその対応状況を公表」とあるが、資料の中に関連するものがない。何かあるのか。

○事務局

パブリックコメントや附属機関の開催等については、市民の意見、市の考え、状況等について項目ごとにホームページで公表している。しかし、広報広聴課で所管している「市民の声」は個人に係る情報も多いため、一般の公開はしていない。

○石黒委員長

しかし、第2項にあるように、市民から「市民の声」を通して要望が出た時は、その人に対しては対応しているということか。

○事務局

そのとおりである。

○伊藤委員

公表という点で、要望を出した市民以外にも同じような要望をもった市民がいる場合もあるため、こういう意見が出されて市はこういう回答や対応をしたということを広く示したほうがいい場合もあると思う。

○石黒委員長

広聴制度は、市民からの政策提案制度の要素を弱めたものでもあると思う。

○事務局

一市民の方からの意見等の公表の在り方については、今後、担当課とも話し合っていきたい。

○石黒委員長

条文自体はよろしいか。何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第21条「情報共有」については、これで終了する。

○事務局

第6章「情報共有の推進」のうち第22条「情報公開」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○小山委員

アンケート自由記入一覧の33番の意見についてだが、「広報えべつ」が配られるのは自治会に入っているところだけなのか、自治会に入っていない人は配布されないのか。また、自治会自体がない居住区はどのように広報が配られるのか。

○事務局

広報えべつの配布については、自治会連絡協議会と市とで協議し、自治会活動費を補助して、配布をお願いしている。そのため、自治会に加入していない人には広報は届かないが、代わりに公共施設やコンビニに配置している。

○石黒委員長

第21条に関係する部分である。他に何かあるか。

○伊藤委員

アンケート問20の設問は、情報公開制度に精通している人でないとわかりにくいと思う。第21条「情報共有」の情報提供に関連する設問だと思ってしまう。

○石黒委員長

たしかに、情報公開制度の話だとは捉えない可能性があるかもしれない。他に何かあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第22条「情報公開」については、これで終了する。

○事務局

第6章「情報共有の推進」のうち第23条「個人情報の保護」について、資料1及び取り組み状況資料に沿って説明。

○石黒委員長

個人情報保護をしっかりと行っているという意見は多いが、例えば名簿について、個人情報の規定を厳しくしたほうが良いという意見と規定が厳しくて問題があるから緩くしたほうが良いという意見が両方あるかもしれない。何か意見はあるか。

○田口委員

根本的な問題として共通しているのは、認識の高さである。例えば、防災や危機管理に関して、個人情報はどう絡んでいるのか、昭和の時代には考える機会がなかったと思う。年齢差、社会に出てからの経験値の差、いろいろな差がアンケートの結果に出ているのだと思う。まずは、小さい単位で理解を求めていき、それが最終的に市民の安全や豊かさにつながっていけばいいと感じた。

○石黒委員長

学校の先生等から情報が洩れてしまうといったことが世の中で発生したりしていることもあるので、取り扱いは慎重にしてもらわないといけない。

○田口委員

取り組み状況資料②の情報セキュリティ外部監査の実施状況について、実施してからサイバー攻撃対策訓練を実施してもよかったのではないか。

○事務局

個人情報保護関係については総務部総務課が所管だが、コンピューターのセキュリティに関しては総務部情報推進課が所管している。平成27年は取り扱いを見直す年度であったため実施せず、代わりに無作為に抽出した100名程度の職員に対し、なりすましメールを送り、正しく対処しているかを確認するサイバー攻撃対策訓練を行った。

○田口委員

今年はどうするのか。

○事務局

今年には情報セキュリティ監査を実施する予定と聞いている。

○石黒委員長

他に何かあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第23条「個人情報の保護」については、これで終了する。

### 3 その他

#### (1) 第3回検討委員会会議録の確認について

- ・伊藤委員より、自身の発言について修正依頼あり。

#### (2) 市民の意見陳述について

- ・石黒委員長より、ある市民から検討委員会に対して意見を述べる機会を作ってほしいとの要望書の提出があった旨説明あり。協議の結果、まず文書を出してもらい、その後、さらに本人から直接意見を述べたいとの希望があった場合は、委員長と直接意見を聞くことを希望する委員とで聞き取りを行うこととする。

#### (3) 次回委員会の日程調整について

### 4 閉会